

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、国民年金に関する事務において使用する特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和5年7月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務 ①国民年金法による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下①及び③において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ②国民年金法による被保険者の資格に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ④国民年金法による給付の支給に関する事務 ⑤国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務 ⑥国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表第1の31、95の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)第24条の2及び第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市生活福祉部市民課国保年金係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)ほか国民年金に係る法律、政令、省令及び国民年金市町村事務処理基準等に基づき、各種申請・届出に伴う届書の受理・審査・報告等の事務を行う。 特定個人ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき以下の事務の範囲において取り扱う。 ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予、学生特例申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請や保険料未納者対策等に係る所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦その他上記に関連する業務 ⑧厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構と協議し行う協力連携事務	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務 ①国民年金法による被保険者に係る請求等(請求、申請、届出又は申出をいう。以下①及び③において同じ。)の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ②国民年金法による被保険者の資格に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③国民年金法による給付及び当該給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ④国民年金法による給付の支給に関する事務 ⑤国民年金法による保険料その他徴収金に関する事務 ⑥国民年金法第108条第1項又は第2項の資料の提供等の求めに関する事務	事後	
平成30年12月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 嵯峨 一郎	市民課長	事後	
平成30年12月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	平成30年7月20日 時点	事後	
平成30年12月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	平成30年7月20日 時点	事後	
令和1年6月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月20日 時点	平成31年6月12日 時点	事後	
令和1年6月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月20日 時点	平成31年6月12日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IVリスク対策」について記載	事後	
令和2年5月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年6月12日 時点	令和2年5月14日 時点	事後	
令和2年5月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月12日 時点	令和2年5月14日 時点	事後	
令和3年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月14日 時点	令和3年6月22日 時点	事後	
令和3年6月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月14日 時点	令和3年6月22日 時点	事後	
令和4年7月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	令和4年7月29日 時点	事後	
令和4年7月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	令和4年7月29日 時点	事後	
令和5年6月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日 時点	令和5年6月26日 時点	事後	
令和5年6月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月29日 時点	令和5年6月26日 時点	事後	